

調達管理番号・案件名
26a00529 ケニア国公共財政・調達・税制制度のODA事業への影響分析に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

質問と回答は以下のとおりです。

2026/9/4

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	配布資料の内容から想定される業務内容の確認	配布資料では、ケニア政府及びDevelopment Partners間で、Counterpart Funding、Country Systems、調達、税務、複数年度予算等に係る具体的な課題が既に整理されています。本調査では、これらの論点について、JICAの円借款・無償資金協力の個別案件において過去に発生した事象及びその原因まで遡って分析することが期待されているとの理解でよいでしょうか。また、その場合、受注者が参照可能なJICA内部の案件監理資料、政府との協議記録、契約・調達・税務等に係る問題事例その他の関連資料は提供される想定でしょうか。	配布資料に記載されている論点は、ケニア政府が独自の分析に基づき、開発資金の吸収を阻害している要因として認識している事項を整理したものです。本資料は、開発パートナーとケニア政府との間で行われている議論の参考情報として提示しているものであり、本調査において当該論点に沿った分析を求めるものではありません。 本調査では、ケニア政府の制度・手続とJICAの制度・手続を比較し、その相違点や将来的な案件形成・実施において課題となり得る事項を整理・分析いただくことを主眼としています。そのため、配布資料に示された個別論点に必ずしも拘束されることなく、制度比較の観点から幅広く検討いただくことを想定しています。 過去にJICA事業で発生した課題や問題事例については、調査の参考情報として概要を共有することを想定しています。また、当事務所において分析・対応を行ってきた事例についても、必要に応じて情報提供を行うことは可能です。ただし、本調査の主眼は、過去の課題の原因分析そのものではなく、今後生じ得る制度上・運用上のリスクを特定し、案件形成・実施に先立って対応策を検討することにあります。 このため、限られた調査期間の中では、既に一定程度整理・対応済みの過去事例の詳細分析に調査リソースを割くよりも、将来的に想定される課題や制度的リスクの分析に重点を置いていただくことを期待しています。なお、JICA内部資料については、機密性等の観点から提供可能な範囲には制約がありますが、調査実施に当たり必要かつ提供可能な情報については、契約後に個別に整理の上共有することを想定しています。
2	0	配布資料の内容から想定される業務内容の確認	配布資料では、ケニア政府からDevelopment Partnersに対してPFM、公共調達等のCountry Systemsの利用拡大が提案される一方、Development Partnersからは各機関の制度・規則上、一律にケニア制度を適用することは困難との見解が示されています。本調査では、JICAの円借款・無償資金協力について、ケニア制度を適用可能な領域、JICA制度を維持すべき領域及び両制度の調整が必要な領域を具体的に整理し、今後のケニア政府との協議方針まで提示することが期待されているとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおり、本調査においては、JICAの円借款・無償資金協力の実施に当たり、ケニア政府の制度（Country Systems）とJICAの制度との比較・整理を行い、それぞれの制度を適用することが望ましい領域や、両制度間で調整が必要となる領域を分析いただくことを想定しています。 一方で、本調査の主眼は、個別案件への制度適用方針やケニア政府との具体的な交渉方針を策定することではなく、制度・手続上の相違点や潜在的な課題を整理し、今後の案件形成・実施に当たって留意すべき事項やリスクを明らかにすることにあります。 したがって、「ケニア制度を適用可能な領域」「JICA制度を維持すべき領域」「両制度間で調整が必要となる領域」といった観点での分析・整理は期待していますが、その結果としてJICAの対ケニア政府協議方針や交渉ポジションまで受注者において提案いただくことを必須としているものではありません。 むしろ、各制度の特徴や相違点を踏まえ、今後案件形成・実施の過程で課題となり得る制度上・運用上のリスクや留意事項を整理するとともに、それらへの対応の方向性について助言いただくことを期待しています。 JICAとしての具体的な協議方針については、本調査結果を踏まえつつ、JICAにおいて検討・判断することを想定しています。
3	1	副大統領府作成資料に記載のある、Guidelines、Country System利用拡大に係る制度・政策対応について	配布資料では、PFM Actの改正、CGAAA/CGAAB、Counterpart Fundingに係るGuideline、Country Systemsの利用拡大等について、既に検討中又は進行中の制度・政策対応が複数示されています。本調査開始時点において、これらに関する最新のケニア政府との協議状況、制度改正案、ロードマップその他JICAが把握している資料について、受注者に共有いただくことは可能でしょうか。	ご質問に記載のページではなく、19ページの「ケニア政府提案とドナーからの反応に係る資料状況」に関する質問と理解し以下の通り回答いたします。 JICAが把握している関連資料については、提供可能な範囲で受注者に共有することを想定しています。 一方で、配布資料に記載されている制度・政策対応の中には、ケニア政府内で検討が進められているとされているものの、現時点では具体的な改正案や実施計画が公表されていないものや、制度設計の詳細が未確定のものも少なくありません。そのため、必ずしも全ての事項について最新の制度改正案やロードマップ等の資料が存在するわけではない点をご承知おきください。
4	10	第3条 調査実施の留意事項 (1) 法令レビューと運用実態の双方を重視した分析	特記仕様書において電子調達システムのJICA調達手続への適用可能性の検討が求められていますが、配布資料では、より広くケニア政府からDevelopment Partnersに対してCountry System及び国内調達制度の利用拡大が提案されています。電子調達システムについて、ケニア政府からJICAに対して具体的な適用要請・提案が行われている場合、その内容、対象となるJICAスキーム又は案件、及びこれまでのJICA側の検討状況について、受注者に共有いただくことは可能でしょうか。	電子調達システムについては、現時点でケニア政府からJICAに対し、特定のJICAスキームや案件への適用を前提とした具体的な要請や提案が正式に行われているものではありません。 一方で、Country Systemsの活用や電子調達の推進に関する議論の一環として、ケニア政府関係機関や他ドナーを含め、電子調達システムの活用可能性について意見交換や検討が行われた経緯はあります。 本調査に関連する範囲で、JICAが保有する過去の協議記録や議事録等については、提供可能な範囲で受注者に共有することを想定しています。ただし、現時点では電子調達システムの具体的な適用方針や対象案件等が定まっているわけではないため、本調査においては、特定案件への適用を前提とするのではなく、制度面・運用面から適用可能性や想定される課題を検討いただくことを期待しています。

5	18	第3章 技術提案書作成要領、1. 技術提案書作成に係る要件、(3)業務従事予定者の経験、能力	「総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。」とありますが、本件の業務内容ならびに業務実施の効率性を鑑み、業務管理グループによる対応が必要と考えております。業務管理グループによる提案の可否をご教示いただけないでしょうか。	業務管理グループを提案することは構いません。ただし、評価については入札説明書に記載のとりの採点となります(評価対象は業務主任者のみです)。
6	22	第3章 技術提案書作成要領、3. 経費積算に係る留意事項、(3)定額計上について	第3章1.(4)では、現地弁護士からの弁護士見解取得は「現地再委託」とされていますが、第3章3.(3)の定額計上表では、費用項目が「一般業務費」とされています。正しい費用項目は「再委託費」と「一般業務費」のいずれでしょうか。	失礼いたしました。一般業務費です。
7	80	副大統領府作成資料から読み取れる免税措置に係る課題について	配付資料では、Tax Exemption/Refund、VAT等について複数の問題事例が示されています。本調査においてJICAの円借款・無償資金協力で過去に発生した税務上の問題についても具体的な事例分析を行うことを想定していますが、JICAが把握している税務上の問題事例、ケニア政府との協議記録、免税書簡・関連資料等について受注者への共有は可能でしょうか。	ご質問に記載のページではなく、19ページの「ケニア政府提案とドナーからの反応に係る資料状況」に関する質問と理解し以下の通り回答いたします。 JICAの円借款・無償資金協力において過去に発生した税務上の問題事例や、それらに関連するケニア政府との協議経緯については、受注者による分析の参考となるよう、提供可能な範囲で共有することを想定しています。 なお、本調査は対象範囲が広範であることを踏まえ、税制に関する検討対象は主として所得税(Income Tax)を想定しており、VAT等の個別税目に関する詳細な分析を主目的とするものではありません。そのため、提供資料や分析においても、所得税に関連する制度・運用上の論点に重点を置くことを想定しています。

以上